

## 江田島市教育委員会会議録

令和2年7月20日(月) 令和2年第11回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時35分

### 2 出席者 (5名)

教育長	小野藤	訓
教育長職務代理者	三島	雅司
委員	樋上	美由紀
委員	柳川	政憲
委員	泊野	仁美

### 3 出席説明員

教育次長	小栗	賢
学校教育課長	山近	宏
生涯学習課長	松岡	弘倫
学校給食共同調理場総括場長	福岡	洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原	直久

### 4 事務局

学校教育課	
総務係長	濱岡 晶子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第18号 請願書(2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願)について
- (4) 議案第19号 江田島市教育支援委員会委員の委嘱について
- (5) 承認第10号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係分)について

(6) 承認第 11 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(7) その他

## 7 議事の概要

### ○ 教育長

ただ今から、第 11 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

### ○ 教育長

それでは、審議に入る前に、11 ページの議案第 19 号と 18 ページの承認第 11 号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

### ○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 19 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」と、承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全員挙手)

### ○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 19 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」と、承認第 11 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

### ○ 教育長

お諮りいたします。

ただ今、公開しないで審議することに決定しました、議案第 19 号については、日程を変更し、日程第 5 の次に審議したいと思います。

これに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 教育長  
挙手全員と認めます。  
従いまして、日程第4の議案第19号を日程第5に、日程第5の承認第10号を日程第4に変更することに決定いたしました。
  
- 教育長  
日程第1、「教育長報告」を行います。  
それでは、議案書2ページをお開きください。  
「教育長報告」を行います。  

(省 略)

  
以上で、教育長報告を終わります。
  
- 教育長  
日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、泊野委員にお願い致します。
  
- 教育長  
日程第3、議案第18号「請願書（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」を議題とします。  
事務局から、説明をお願いします。
  
- 教育次長  
ただ今、上程されました議案第18号「請願書（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」でございます。  
議案書、3ページをお開きください。  
提案理由でございます。  
令和3年度から使用される中学校教科書の採択に係り、請願書が提出されましたので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第8号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。  
内容につきましては、学校教育課長して、説明申し上げます。よろしく申し上げます。
  
- 学校教育課長  
ただ今、上程されました議案第18号「請願書（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）について」説明致します。  
提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。内容でございます。3ページをご覧ください。  
審議していただきたい内容としましては、4ページから7ページに係る「2021年度使

用中学校教科書の採択に係る請願」についてでございます。

それでは、1から順に説明させていただきます。

請願書に対しましては、昨年度と同じように「新たに採用する」ものについては「採択」とし、「実施予定がないもの」と「実施又は一部実施しているもの」については「不採択」として、整理させていただいております。

8ページの回答(案)を見ていただきますと、「実施予定がないもの」と「すでに実施、または一部実施しているもの」であったため、1～5及び7の項目について、「不採択」として整理させていただいております。8の項目については、「採択」として整理しております。

ただし、6の項目については、次回の教育委員会会議で適切に判断してまいりますので、現時点では保留といたしております。

それではまず、4ページの「1 日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書採択を採択すること。」についてですが、9ページに参考資料を付けさせていただいております。

「採択基本方針」は、本年5月の定例教育委員会会議で議決されたものですので、この採択基本方針に基づき、教育基本法や学校教育法の改正で明確にされた教育の理念や、目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を選定いたします。今回の請願に書かれていることも含有していますので、一部実施という事で不採択としています。

4ページにお戻りください。

「2 選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点」を公開すること。」については、観点については、教育委員会会議で議決された採択基本方針に示しており、すでにホームページにも掲載済みです。

視点については、教育委員会が審議するための資料として、調査委員会の報告書や選定委員会の答申に含まれており、これまでも、教育委員会会議採択後、遅滞なく公表しており、今回も同様の対応を考えていますので、不採択としています。

「3 貴教育委員会の教科用図書採択事務に関する「規程、要綱、規約」等を採択の適正性を担保するために法的拘束力のある規則または条例にすること。」については、本市においては、採択基本方針に基づき、採択組織について必要な事項を要綱において定めております。これまで、採択基本方針及び要綱に基づき、適切に採択を実施しております。

従って、現段階において、法的拘束力のある規則や条例を定める必要性が生じておりません。今回もこれまで通り適切に実施してまいりますので、不採択としています。

「4教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させること。」については、採択基本方針に基づき、調査員からの報告を踏まえた選定委員からの答申を基に、教育委員会会議で審議及び採択を行います。調査員には本市の教員を委嘱していることから、教員の意見は、調査員からの報告に反映されていると考えます。

また、教科書見本を各中学校に回覧し、教科書に対するアンケートを実施していることから、不採択としています。

続いて8ページの「5 教科書採択後、遅滞なく「採択結果」「採択理由」をHPで公表すること。」については、本市においては、これまでも、採択結果・理由については、教科書採択後に、遅滞なく公表しております。

今回も、これまで通り遅滞なく、適切に公表してまいりますので、不採択としています。

「6 教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること。」については、これまでも、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開については、適切に判断をし、非公開としてきました。

今回も適切な審議環境の確保に努め、あらゆる場面を想定して、公開・非公開については、次回、教科書採択時の教育委員会会議で適切に判断してまいりますので、現時点では保留としたいと思います。

次に7ページ「7 教科書展示会の開催の充実について。」です。

教科書展示会については、これまでも、教育関係者のみならず広く一般の方々が閲覧しやすいように、開催場所や開催方法について配慮して実施してまいりました。

また今年度は、「新型コロナウイルス感染症対策」についても配慮し、できるだけ広いスペースで換気や消毒を行いながら実施いたしました。

このことについては、事前に市の広報誌やHPで周知していることから不採択としています。

次に「8 教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること。」についてです。

教科書展示会につきましては、教科書の閲覧を許可しておりますが、複写等については、教科書には著作権がございますので、留意することが必要です。

本市においては、これまでも十分な閲覧期間や、スペースを設けて展示を行っており、写真撮影の希望について、ご意見をいただくことはございませんでした。

しかしながら、今後は、必要な申請手続きを行っていただき、個人的な調査研究のみの使用に限って、写真撮影は許可したいと思いますので、採択としています。

以上のことから、1から5及び7までの内容はすべて不採択とし、8の内容は採択としております。また、6については、保留ということがございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○ 教育長

それでは、「1の日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書採択を採択すること。」から順に、何かご質問やご意見があればお願いいたします。

○ 三島委員

最初に伺いますが、中学校教科書採択に係る調査員会は、今年度は安芸郡と合同で実施すると伺っていましたが、何回程度実施し、場所はどこで行ったのですか。

○ 学校教育課長

調査員会は全体での会議を1回行った後に、その後、教科ごとの部会を1回から3回程度実施しております。開催場所につきましては、安芸郡の4町を会場として行っています。

○ 三島委員

安芸郡4町のそれぞれですか。

○ 学校教育課長

はい。会場は府中町もあれば熊野町もあり、安芸郡4町のそれぞれで行なっております。

○ 三島委員

「2 選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点」を公開すること。」に係ると思いますが、先ほどの説明では、観点については、教育委員会会議で議決された採択基本方針に示されているとのことでした。視点については、どうですか。教科書展示会までに公表することは、やはり難しいのですか。

○ 学校教育課長

各教科の調査員は、原則、県の選定資料を参考にして、調査委員会の中で視点を定めながら順次審議資料を作成しているため、教科書展示会までに視点を公表することは、難しいと考えます。

○ 泊野委員

今年度の教科書展示会はどれくらいの期間、どこの場所で行ったのですか。また閲覧した方は、期間中どの程度いたのですか。

○ 学校教育課長

令和2年6月12日（金）から6月25日（木）までの14日間実施し、会場は能美市民センターで行いました。閲覧できる時間は、平日及び土曜日は午前9時から午後5時までで、日曜日は午前9時から午後3時までで実施しました。

展示会に参加された方は、延べ20名程度おられました。

○ 泊野委員

「4 教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させること。」に係ると思いますが、今年度は教科書見本を各中学校に回覧されたとのことでした。中学校の先生方は、どの程度教科書を見られているのでしょうか。もしも人数が分かれば教えてください。

○ 学校教育課長

実際の人数は分かりかねますが、閲覧者名簿を見ますと、延べ45名程度の先生方が閲覧されておられます。

○ 泊野委員

確認ですけれども、調査員の構成メンバーの中には、今年度も本市の中学校の校長先生や教頭先生が含まれているということで、間違いはないでしょうか。

○ 学校教育課長

各教科の調査員は、本市の中学校の校長・教頭・教諭のうちから、江田島市教育委員会が委嘱し、各教科部会の調査員の人数は、5人以下で構成されています。

○ 柳川委員

先ほどの教科書展示会は「7教科書展示会の開催の充実について。」にも係りますが、今年度は特に新型コロナウイルスの問題もあったので、3密を避けるなどの感染症対策が必要でしたが、具体的にどのような対策を講じたのですか。

○ 学校教育課長

3密を回避するため、能美市民センター1階の「ふれあいホール」という広い部屋を会場とし、消毒液は常時設置、窓を少し開けて換気をするなど、感染症対策に配慮して実施してまいりました。

○ 樋上委員

「6教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること。」についてですが、おそらく毎年のように公開が求められているように思いますが、会議の公開・非公開については、どのように考えていますか。

○ 学校教育課長

この件に関しましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。まだ、議案として提出されていない案件の公開・非公開を事前に決定するということは、あまり好ましくない、と市総務課の法制執務担当とも協議しておりますので、次回、教科書採択の議案を提出する予定としておりますので、その時の教育委員会会議で、決定してい

ただければと考えております。

○ 樋上委員

わかりました。

○ 教育長

その他、ご意見はありますか。

○ 柳川委員

「5 教科書採択後、遅滞なく「採択結果」「採択理由」をHPで公表すること。」ということについて、今年度は、どのように対応される予定ですか。

○ 学校教育課長

これまでも「観点・視点・方法」については、教育委員会会議における採択後、できるだけ速やかに、遅滞なくホームページ等で公開できるよう、努めてまいりました。

今年度の見通しとしましては、採択後、約1週間程度を目途に、公開できるよう努めてまいります。

○ 樋上委員

「8 教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること。」についてですが、先ほどの説明では、教科書の写真を撮らせることは採択という事でしたが、そうなった経緯についてももう少し説明して、もらってよろしいですか。

○ 学校教育課長

先ほども説明させていただきましたが、本市においては、十分な閲覧期間やスペースを設定して展示を行っていただきましたので、写真撮影の希望について、ご意見をいただくことができませんでした。

しかしながら、今回の請願の項目にあり、近隣市町でも撮影許可をしていること等から判断して、今後は、必要な申請手続きを行っていただき、個人的な調査研究のみでの使用に限り、写真撮影は許可したいと考えています。

○ 樋上委員

個人的な調査研究のための写真撮影は許可するということはわかりましたが、教科書のコピーについては、やはり著作権のこともあるので、許可しないという方が良いのではないですか。



○ 学校教育課長

はい。委員ご指摘のとおり、教科書には著作権がございますので、複写等については十分に留意する必要がありますので、複写については、これまでどおり許可しない方向で考えております。今回は写真撮影のみ許可ということでございます。

○ 教育長

では、「8 教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること。」については採択としてよろしいでしょうか。何かございましたら、ご意見を申し上げます。いかがでしょうか。ご意義ありますか。

(全員異議なし)

○ 教育長

その他いかがでしょうか。

ないようでしたら最初に説明があったように、この請願によって、江田島市教育委員会として、「新たに採用する」というものは、8の項目のみ「採択」とし、1から5及び7の項目はすべて「実施予定がないもの」と「実施又は一部実施しているもの」という整理になりますので「不採択」、6の項目については現時点では「保留」という回答になりますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

では、この請願書については、1～5及び7の項目について不採択とし、6を保留とし、8の項目を採択とします。これで、本件の審議を終わります。

○ 教育長

日程第4、承認第10号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました承認第10号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書、15ページをお開きください。提案理由でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）につきまして江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定に基づき、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりまして、委員会へ報告し承認を求めるものでございます。

16 ページをお開きください。「歳入」でございます。

16 款県支出金，3 項委託金，3 目教育費委託金で細節名は「県教委指定事業委託金（10 /10）」でございます。

次ページ（17 ページ）をお願いします。「歳出」でございます。

10 款教育費，1 項教育総務費，3 目教育振興費，事業名は，「学校教育振興一般事業」で，県教委指定事業補助金で「道徳教育改善・充実 総合対策事業」で事業費は，37 万円で，先ほど歳入でも説明しましたが，100%，県補助金が付いております。

なお，県からの指定が決定したのが3月末でしたので，今回補正で上げさせていただきました。

また，指定校区は，江田島中学校区でございます。

以上で，説明を終わります。ご審議のほど，よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

費用の具体的な使い道を教えてください。資料作成に係る費用ですか。

○ 教育次長

外部講師を招聘しますので，講師謝金や旅費が主となっています。

○ 教育長

他にございませんか。それではこれで，本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第 10 号「令和 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）（教育委員会関係分）について」は，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第 5，議案第 19 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

（非公開）

○ 教育長

日程第6，承認第11号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和2年8月24日（月）午前10時00分から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員